がん対策基本法改正案 パブリックコメント協力のお願い

こんにちは。卵巣がん体験者の会スマイリーの代表の片木美穂です。

卵巣がんは年間 9918 人(2010 年)が罹患し、年間 4717 人(2013 年)が亡くなっているがんです(*)。10 万人に 6 人といわれる「希少がん」であり、発見時には進行がんが多く治療に苦慮する「難治がん」です。また卵巣がんは小児から発生するがんであり「小児がん」の患者さんもおられます。

このたび、国の「がん対策基本法」という法律が改正されることになりました。

そこで私たちスマイリーから、がん患者さん、ご家族、医療者のみなさん、そして私たちを 支えてくださる全てのみなさまにお願いしたいことがあります。

またこの用紙は印刷やファイル保存を自由にしていただき、みなさまの周囲の方々にお願いしていただく際に利用ください。

(*) 国立がん研究センターがん対策情報センター参照

【がん対策基本法とは】

2006 年に施行された、がんが国民の死亡の最大の原因となっていることから、国民の生命 及び健康にとって重大な問題となっている現状を改善するための取り組みの更なる充実を 図るために国が取り組むがん対策に関して定めた基本理念です。

国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにしたり、がん対策の推進 に関する計画の策定について定めたり、がん対策の基本となる事項定めることにより、がん 対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律です。

がん対策基本法ができるまでの背景には、多くのがんと向き合う患者と家族の声がありました。

【がん対策基本法が改正されることになりました】

がん対策基本法が 10 年を向かえ、国会議員からなる「国会がん患者と家族の会」が基本法 改正案を作りました。

その改正案を作るプロセスではがん患者会が集まった一般社団法人全国がん患者団体連合会(全がん連)なども意見を出していましたが、**残念ながら改正案には**全がん連が要望する **患者と家族がどうしても対策に入れて欲しいと願っている項目が入っていません**。

【患者と家族の望むこと】

がん対策基本法が施行され、最初に取り組まれた「がん対策」は患者の多いがんを中心に、 ガイドラインを作ることや、がん診療連携拠点病院をつくるなどの方向で進みました。

5年後に作られた「がん対策」には患者などからの強い要望があがり「小児がん」や「希少がん」といった項目が加わりました。また治療に苦慮する「難治がん」への対策も急務です。

国の会議では委員が2年で交代をしていきます。数が多いがんでは患者や家族、医療者から も声があがりやすいのですが、**希少がん、難治がん、小児がんなどは患者や家族が声をあげ** ようにも自身のがんと向き合うだけで精一杯という現状があります。

誰が国のがん対策にかかわる委員になっても、国のがん対策からこれらのがんが取り残されないように、国のがん対策の理念であるがん対策基本法に「希少がん、難治がん、小児がん」の文言が入っていることが大切です。

そのことにより、これらのまだまだがんの研究が進んでいなかったり、治療に苦慮をしたり、抗がん剤の開発などが進みにくいがんへの対策が取り残されることなく計画されていきます。

法律を変える際には国は国民の意見を聞くことになっています。

がん対策基本法も現在パブリックコメントを募集しています。

どうかお願いです!

私たち「希少がん、難治がん、小児がん」で苦しむ患者・家族を救うために、患者の声を がん対策基本法改正案に取り入れるためにパブリックコメントを送っていただけましたら 幸いです!お力をお貸しください!

【パブリックコメントの送り方】

- 国会がん患者と家族の会のホームページにアクセスします。 http://www.cancer-reg.sakura.ne.jp/
- がん対策基本法のパブリックコメント募集のページにアクセスしてオレンジ色の「ご意見はこちら」のボタンを押します。
- メールの画面が開きますので、下記のように記入して送ります。
- 件名:がん対策基本法について
- 本文:(第2条第5項)【小児がん、希少がん、難治性がんなど】、それぞれのがんの特性に配慮したものとなるようにすること。になるよう【】の中の言葉を加えてください。

詳しくは卵巣がん体験者の会スマイリーのホームページにも書いています。

http://ransougan.e-ryouiku.net/

またお問い合わせも卵巣がん体験者の会スマイリーまでよろしくお願いいたします。

info.smiley@gmail.com